

令和2年5月25日

会員各位

一般社団法人東京都トラック協会  
会長 浅井 隆  
〔公印省略〕

改正貨物自動車運送事業法に係る荷主企業への周知等へのご協力をお願い

拝啓時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業法改正に係る「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」につきまして、去る4月24日に告示されたところです。

「標準的な運賃」の告示は、荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。

また、この告示に先立ち4月14日に運輸審議会から国土交通大臣に対し答申がなされ、要望事項として、「関係省庁とも連携し持続可能な物流の実現のために、荷主の理解と協力が得られるよう、あらゆる手段を講じて直接働きかけるとともに、トラック運送業の取組に対する国民の理解促進に努める等、トラック運送業における労働条件の改善に資する必要な取組を行うこと。」と付言されています。

このため、全日本トラック協会では、荷主企業の理解・協力を得ることができないと「標準的な運賃」の収受に至らないことから、個別の荷主企業に対してパンフレットを作成し配布するなど周知徹底を図っていくこととしています。

また、「荷主対策の深度化」についても、荷主都合による長時間の荷待ち等ドライバーが法令遵守できない状況が依然として多く見られることから、荷主企業への要請等を実施していくこととしています。

つきましては、「標準的な運賃の告示」及び「荷主対策の深度化」に係る荷主企業への周知・要請のための依頼文書を送付するため、荷主企業リストの作成をしますので、会員の皆様からの荷主企業名の提供について、ご協力をお願い申し上げます。

なお、荷主企業への要請活動は、新型コロナウイルス感染の状況を勘案し行うこととしていますが、荷主企業名の提供につきましては、令和2年6月17日（水）までに東ト協のホームページ（<https://www.totokyo.or.jp/archives/20370>）から入力フォームに入力のうえ送信をお願いいたします。

敬具